

## ホール／附属施設使用料

施設	使用区分	使用時間帯	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	入場料を徴収しない場合	土・日・休日	13,462円	26,683円	33,325円	70,746円
		平日	10,623円	21,309円	27,563円	57,577円
	1,000円以下の 入場料を徴収する場合	土・日・休日	21,811円	43,036円	53,533円	114,180円
		平日	17,453円	33,733円	44,262円	92,599円
	1,000円を超え3,000円以下の 入場料を徴収する場合	土・日・休日	30,088円	49,175円	62,731円	136,851円
		平日	23,718円	38,479円	51,931円	109,717円
	3,000円を超える 入場料を徴収する場合	土・日・休日	35,619円	57,148円	73,155円	159,102円
		平日	28,171円	45,006円	60,416円	128,145円
	商品の宣伝、展示等を 目的として利用する場合	土・日・休日	40,365円	64,031円	79,996円	176,639円
		平日	31,617円	49,154円	65,235円	141,345円
小ホール	入場料を徴収しない場合	土・日・休日	4,149円	6,328円	8,382円	17,862円
		平日	3,300円	5,102円	6,862円	14,447円
	1,000円以下の 入場料を徴収する場合	土・日・休日	5,835円	8,894円	11,828円	25,269円
		平日	4,642円	7,187円	9,680円	20,439円
	1,000円を超える 入場料を徴収する場合	土・日・休日	7,124円	10,802円	14,342円	30,674円
		平日	5,647円	8,737円	11,754円	24,797円
	商品の宣伝、展示等を 目的として利用する場合	土・日・休日	8,360円	12,896円	17,118円	37,851円
		平日	6,411円	10,162円	13,839円	30,109円

施設	使用時間帯	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
楽屋1		534円	639円	733円	1,844円
楽屋2	全室	1,037円	1,257円	1,456円	3,572円
	半室	519円	629円	728円	1,786円
楽屋3	全室	1,393円	1,687円	1,959円	4,798円
	半室	697円	843円	979円	2,399円
控室1		398円	492円	566円	1,393円
控室2		482円	576円	671円	1,655円
エントランスホール		10,214円	12,854円	15,348円	36,593円
リハーサル室		1,844円	2,315円	2,766円	6,611円
会議室		1,215円	1,540円	1,938円	4,589円
和室		2,064円	2,567円	4,264円	7,722円

【備考】1.「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。2.「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。3.「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいう。4.舞台練習のためステージのみを使用するとき(同日に当該催物を行う場合を除く。)の使用料の額は、この表に掲げる使用料の額の100分の50に相当する額とする。5.入場料に段階を設けてあるときは、その最高額を適用するものとする。6.ホールの利用者が商品買上者に対し招待券を発行するとき、会員制度により会員を招待するとき、その他これらに類するときは、次に掲げるホールの区分に応じ、当該各号に定める額の入場料を徴収したものとみなす。(1)大ホール／3,000円 (2)小ホール／1,000円 7.利用時間帯を繰り上げ、又は延長して利用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。(1)午前8時から午前9時までの間に利用する場合 午前9時から正午までの間の使用料の額の100分の30に相当する額 (2)正午から午後1時までの間に利用する場合 午前9時から正午までの間の使用料の額の100分の30に相当する額 (3)午後5時から午後6時までの間に利用する場合 午後1時から午後5時までの間の使用料の額の100分の30に相当する額